

ワーカーの専門性の法制化

(アメリカ)

アメリカ全国ソーシャルワーカー協会(NASW)の機関紙, 1975年3月号は、今年の総会にむけて、現在、NASWが当面している課題を、以下のような項目にわたって問題提起している。

1. 組織上の問題
2. 専門職等の問題
 - (1) 法制定
 - (2) 福祉サービス実践と教育との関係
 - (3) 雇用と安定
3. 公的施策の課題
 - (1) 提案されている社会サービス
 - (2) 少数民族の問題
 - (3) 保健サービス
 - (4) 妊娠中絶対策
 - (5) 麻薬対策
 - (6) 児童の人権
 - (7) 所得配分
 - (8) 税制改革
 - (9) 無条件な公費補助
 - (10) 平和と社会福祉
 - (11) 情報の活用と機密保持

ここでは、専門職等の問題のなかから、ワーカーの専門性確保のための法制定

に関するNASWの見解を抜粋して紹介する。

1960年代から70年代にかけて実施された貧困追放戦争プログラムが失敗した一つの原因は、貧困者や不利益をこうむっている人は、関心のある人ならば、だれによってでも援助されるという考え方を強調した点にある。しかし、現実に要求されたものは、有効で専門的な援助であった。実際に身体的に病気になれば、もっとも優れた医療ケアを要求されるのは当然のことである。同情や善意だけでは、必要とされる援助資格とはならない。このことは、すべての社会福祉サービスにもあてはまることである。

NASWの見解では、他人を援助する「才能のある人」、人びととともに働き「平気で」他人と関係をつけることができる人は、その能力を、専門的知識と価値観により、さらに高めることが必要であると考えられる。

背景

米国内におけるワーカーの職業について最初に立法化されたのは、1934年、プエルトリコにおいてである。そこでは、ワーカーになるために必要な資格、免許が義務づけられていた。それ以後しばらくの空白期間があり、1945年、カリフォルニア州が、修士過程終了の資格を求める法律を定めた。1960年代に入ると、ワーカーの専門性を規程する法律を有する州は8カ所、さらに1972年に3、74年には2カ所が追加され、現在ではプエルトリコを含み、14州となっている。

1968年には、カリフォルニア州では、とくに臨床の直接処遇ワーカーになるためには修士号に加えて一定の勤務経験が要求されることになった。既存のものより、さらに厳密なワーカーの職務規程が求められるようになった一つの結果である。このときから、ワーカーの専門資格を義務づける動きが強まった。

1969年、NASWの総会において免許制を要求する決定がなされた。70年、NASWは「社会福祉事業の法制化」に関するガイドラインを策定したが、そこでは専門資格について、免許制と登録制の二つの必要を提示している。しかし、その後の関係者の関心は免許制の方へと移っていった。1972年、NASWはガイド

ラインを改定し、「社会福祉サービス実践に関する法制化」として再提案した。

ソーシャルワーク免許の目的

専門的社会福祉事業の法制化は、基本的にサービスの利用者、サービスの実践家およびチェンジ・エージェントとしてのワーカー、さらにサービス遂行時に協力する各分野の専門家に影響を与えるものである。福祉サービスの内容をたかめ、ワーカーが職務効率をあげて納税者としての一般市民から信頼され、さらに専門性をたかめるために、免許制は、もっとも効果ある方法といえよう。とくに、次の4点が、免許制の主要な目的である。

(1) 専門性を公的に法律で定義することにより、多様に行なわれている社会福祉サービスの内容を段階をおって明確にできること。

(2) 機関または個人を通じて行なわれている福祉サービスの内容を向上し、また利用者の権利をまもること。

(3) 恣意的、私的基準でなく、公的な専門基準にもとづく福祉サービスの提供についての責任を明確にして、さらにワーカーの実践を保障すること。

(4) 社会福祉以外の各種サービス分野にたざさわる専門家の専門性をたかめること。

1970年代に入ってから、NASW本部は、各支部を中心に各州ごとに専門性の法制定運動を展開するように指導した。1974年6月、NASW理事会は、その法案を作成するために基本となる6つの目標を決定した。

(1) 法律は、単に一定の肩書を確保するというのではなく、実践の内容とみあった免許取得をめざすものであること。

(2) 法律は、社会福祉事業の専門的原則と知識にもとづいて実践される社会福祉・社会サービスのすべての分野を包含するものであること。

(3) 法律は、自主的または個人的ベースの社会福祉、および私的または利用料に依存するサービスについても、一定の基準を明らかにすること。

(4) 社会福祉事業の免許の立法は、個人的実践を含むすべての社会福祉サービ

スは、確実な根拠ある資格、知識、免許取得のための能力を、特別な教育経験に加えて要求するものであること。

(5) 法律制定は、免許の定期的更新と、免許取得者に対する継続的教育を要求するものであること。

(6) 法律に規定された社会福祉サービスは、利用者とワーカーのコミュニケーションは信頼と、利用者によって認められたものであることを要求するものであること。

免許制に関して当面する課題

1. 社会福祉サービスを提供するためには、専門的に訓練を受けた職員を適切に活用することが必要であるという、一般市民の理解をたかめること。

2. 社会福祉サービス実践の免許制を確立する運動は、総合化され、強化される必要がある。不一致で矛盾している各州の法律の効果は、全国的な法制定のなかでは最小限となるようにすること。

3. 各州レベルにおいては、免許制を確立するために現実の努力を行なっているが、これらの努力は、その効果と資源の点で非常に差異がある。影響の及ぶ範囲も、限られた専門家に比重を置いているところもあれば、広範な職員を対象にしているところもある。また現在の各州の法律は、国全体のことを考慮し、全国組織の注意を喚起している。ここでの問題は、NASWの資源が、どのようにしたらもっとも効果的に専門家と一般国民の関心をたかめるために活用されるのか、ということである。

4. 社会福祉の免許制を確立するための現在の運動は、主としてNASWの組織を通じて推進されているが、NASW以外の他の社会福祉関係団体も活発な活動を続けている。いくつかの州レベルの臨床ソーシャルワーカー協会などのような団体は、その目的は異なっているが、NASWと同様に免許制確保の方向をめざしている。専門的職業の発展と法制定の過程で、社会福祉の関係者、従事者が法制定とその内容についての目標を決定するうえで、一致することが非常に重要

である。

5. 「援助的職業」, 「保健サービス職業」の広い分野には, 多くの職業集団があり, その守備範囲は重複したり, 社会福祉分野と密接な関係をもったりしている。また, それぞれ免許制を志向している。一つの職業分野だけが免許制を確立する努力をしたとしても, それは他の団体の要求と矛盾し, おたがいに効果のないものとなろう。

6. いくつかの州によって実施されている伝統的な口述または筆記試験においては, 差別が介入するおそれがある。免許試験の方法について, 差別のないかたちでだれもが公平に受けられる方法を開発することが必要である。

7. 現在14州において免許制または試験委員会が存在しているが, これら各州政府間のコミュニケーションの方法が確立していない。したがって, 職員の知識の程度も多様であり, 社会福祉の職業についての理解も異なっている。社会福祉の実践に関する豊かな情報網を確立することは重要である。

8. 専門的職業実践に関する州レベルの免許制がいくつか存在し, 現在の状況を規定しているというものの, たとえば全国的な資格や免許発行によって, サービス実践家の資質をたかめることは可能である。

Legal Regulation of Social Work Practice Policies
for a Continuing Effort, NASW News, vol. 20, No.
3, March 1975, pp. 5~22.

(根本嘉昭 全社協)

西ドイツ・中期社会予算

(1974—78)

(西ドイツ)

1968年以後毎年将来5年間を見通した社会予算が連邦政府によって作られ公表

されている。最新の社会予算はすでに1974年11月26日決定されていたが, ようやくその概要がわかったので, その要点をここに記しておこう。

社会給付の伸び率はGNP成長率よりも高い——1973—78年間にGNP(名目)は年9.7%の割合で増加するのに対して, 社会予算総額の伸びはそれを上回り年平均11.3%になると予想されている。1968—73年の年平均伸び率は, GNP11.5%, 社会予算12.3%であった。その結果, 社会予算の対GNP比の拡大傾向はやや加速化され, 1968年26.2%, 1973年27.1%に対して, 1978年には29.1%に達する。

なお, ここでいう社会予算は, ILOの社会保障費よりは範囲が広く, 財産形成, 任意または労使協約による企業給付, 租税控除, 住宅間接給付をも含んでいる。いま列挙した項目が社会予算の中で占める割合を示しておく, 1973年18.8%, 1978年14.7%である。

被保険者負担も高まるが国民経済は負担に耐えうる——社会保険の被保険者負担分の拠出料率は, この間に14.5%から15.5%ないし16%にふえる。しかし, 物価の上昇を考慮しても, 実質手取り所得(社会保険拠出金と租税控除後の)は年約3%の割合でふえるから負担増加に耐えうる, と連邦政府は判断している。

社会予算の3分の2は高齢と保健・医療のために使われる——社会予算は, 労働者年金保険, 職員年金保険, 疾病保険などといった制度別に分けて示されるほか, 制度にはかかわりなく目的別にも分類されている。この目的別分類によってみると, 高齢・遺族が全体の3分の1をやや上回り, 保健・医療(労災, 障害を含む)が大体3分の1位を占めており, ついで家族15%前後, 残りは雇用, 住宅, 貯蓄奨励などにあてられている。

1973—78年の変化としては, 保健・医療が32.1%から34.1%へとわずかにふえているのが唯一のもので, 他はほとんど横ばいである。

制度別にみると, 被用者年金保険, 農民高齢扶助, 公務員年金を合わせたもの